

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十六日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

### 広島県人事委員会規則第三号

#### 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第16条関係）

扶養親族届  
(略)

(略)

(略)

届出の理由(該当する□にレ印を付すこと。)

イ 特定管理職員以外の職員

- 1 新たに職員となった(職員の給与の支給に関する規則第15条の3第1項に規定する職員(以下「本庁局長級職員」という。)にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る)
- 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある(本庁局長級職員にあつては、子に限る)
- 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、本庁局長級職員にあつては、子に限る)

ロ (略)

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)

(略)

記入上の注意 (略)

参考 (略)

(略)

(略)

(略)

改正前

別記様式第1号（第16条関係）

扶養親族届  
(略)

(略)

(略)

届出の理由(該当する□にレ印を付すこと。)

イ 特定管理職員以外の職員

- 1 新たに職員となった
- 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある
- 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く)

ロ (略)

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)

(略)

記入上の注意 (略)

参考 (略)

(略)

(略)

(略)

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この人事委員会規則の施行の際現に提出されているこの人事委員会規則による改正前の規則別記様式第一号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この人事委員会規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則の様式によるものとみなす。
- 3 この人事委員会規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。